

中部運輸局自動車交通部

令和6年8月30日 14:00発表

連絡先

中部運輸局 自動車交通部自動車監査官

久世、猪飼 TEL 052-952-8038

《速報》乗合バス事業者に対する集中監査について
 ～ 21事業者のうち、7事業者に法令違反の事実を確認 ～

中部運輸局では、令和6年7月に一般乗合旅客自動車運送事業者（路線バス、コミュニティバスを運行する乗合バス事業者）を対象とした集中監査を行い、その結果を下記の通り集計しましたのでお知らせします。今後、違反事実が確定した場合には、処分基準に基づき厳正に処分を行います。

記

管轄支局	監査事業者数	違反事業者数	違反項目										
			労働時間	運転者の指導監督	乗務員台帳	点呼簿	業務記録	運行管理者の指導監督	運行管理者の講習	整備管理者の研修	社会保険の加入	運行計画等確保	その他 ※
愛知	6	3	1	1	1	1	1	1	1	1			3
静岡	3	1			1						1		3
岐阜	4	0											
三重	4	0											
福井	4	3				2	2	1	1	1	1	1	5
計	21	7	1	1	2	3	3	2	2	3	1	1	11

※その他（運行基準図作成等不備、各種報告書未提出、運行管理規程の制定義務違反、事業用自動車の数の変更届出違反、運行管理者の選任（解任）未届出、整備管理者選任（変更）未届出、営業所の掲示事項不備、輸送の安全情報の公表義務違反、整備管理者に対する権限付与義務違反）

参考

国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

中部運輸局自動車交通部

令和6年6月7日 14:00発表

連絡先

中部運輸局 自動車交通部

自動車監査官 久世、猪飼

TEL 052-952-8038

乗合バス事業者に対する集中監査の実施について

中部運輸局では、自動車運送事業における輸送の安全を確保するため、年間監査計画において乗合バス、タクシー、トラックの事業ごとに「集中監査月間」を設け、効率的かつ効果的な監査・指導の実施に努めております。

今年度も、7月を乗合バス事業者（路線バス、コミュニティバスを運行する事業者）の集中監査月間とし、特に今期は2024年問題となっている運転者の労働時間等の改正基準告示の遵守状況を確認することは重要なものと考え、以下のとおり「重点監査項目」を定めて監査を実施いたします。

今回の集中監査月間の結果につきましては、8月に速報値等を公表する予定です。

なお、タクシー、トラックの集中監査月間についても今後予定しており、乗合バスと同様にあらかじめお知らせいたします。

<重点監査項目>

- (1) 国土交通省の告示で定める基準に従った運転者の勤務時間及び乗務時間の遵守状況
- (2) 健康診断、適性診断の受診及びその結果に基づく指導状況
- (3) 車両の点検及び整備の状況